

社会福祉法人みるく福祉会

役員・評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みるく福祉会の役員・評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合は別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 監事が理事会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

3 役員に係る交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費弁償額とする。

(評議員会への出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席した場合は別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 評議員に係る交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費弁償額とする。

(役員の実務報酬)

第5条 理事長が法人及び施設の運営のための業務(日常の軽易な業務等の理事長の専決業務)に当たった場合は、別表2に定める報酬を支払うものとする。ただし、第3条第1項の規定により理事長が理事会に出席した日は、この限りでない。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務(理事会の決定を要す重要な事項以外の業務全般の執行)に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。但し、第3条第1項の規定により理事が理事会に出席した日は、この限りでない。

3 監事が理事長の命を受けて行政等による指導検査等への立会及び運営状況への指導または監査の業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、第3条第2項の規定により監事が理事会に出席した日は、この限

りでない。

(出張旅費)

第6条 役員が法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める日当及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の役員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この規程は平成 年 月 日から施行する。

別表 1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額5,000円	日額1,000円
評議員会出席報酬等	日額5,000円	日額1,000円

別表 2

名称	報酬
理事長業務報酬	日額8,000円

別表 3

名称	報酬
理事業務報酬	日額5,000円
監事業務報酬	日額5,000円

別表 4

名称	日当	宿泊費	旅費	その他
理事長出張費	5,000円	実費	実費	実費
理事出張費	5,000円	実費	実費	実費
監事出張費	5,000円	実費	実費	実費